

論 説

ロシアにおける土地改革と農業企業の改組

岡 田 尚 三

I. ロシア農業の現状

農業総生産は、1990年を100として94年には73にまで落ち込み、特に農業企業ではそれは改革前の6割を切り⁽¹⁾、穀物総収穫高は、94年には8,130万トンに下がり、95年には6,340万トンと大幅な低下を示した⁽²⁾。こうした傾向は96年も続き、10月21日現在、穀物脱穀量こそ前年同期比7%増を示したが、1-9月の農業総生産額は前年同期比92%にしか達せず、じゃがいもの収穫は同じく7%減、野菜16%減、てんさい14.5%減、ひまわり35.3%減であった⁽³⁾。最近のアウトプットの動向は、その基盤の衰弱の帰結である。まず、播種面積と農作物収穫率の大幅な縮小と低下である。穀物の播種面積は、90年の6,300万ヘクタールから95年の5,480万ヘクタールへと820万ヘクタール、13%減少し、同じく穀物の収穫率に至っては1ヘクタール当たり同じく90年の18.5ツェントネルから11.6ツェントネルへと6.9ツェントネル、実に約37%激落した（第1表⁽⁴⁾参照）。さらに、家畜頭数の大幅減少、つまり牛について言えば、1980年代を通じてコンスタントに5,800-6,000万頭であったのが90年代には年々加速度的に減り、ついには96年には90年のほぼ3分の2にまで落ち込み、豚は、同じ期間に半分近くに激減し（43.5%減）、ともに60年代始めに逆戻りし、羊・山羊

第1表 穀物の播種面積と収穫率

	1990	1991	1992	1993	1994	1995
播種面積 (1000ha)	63,068	61,783	61,839	60,839	56,280	54,818
収穫率 (ツェントネル/ha)	18.5	14.4	17.2	16.3	14.4	11.6

についても同じく半分以下(約54%減少)になった⁽⁵⁾。農業企業・組織の物質的・技術的基盤についても確実に縮小している。たとえば、技術設備の総数は、1990年に比べて、とうもろこし収穫用コンバインを除いて軒並み10数%から20数%減少しているし(第2表⁽⁶⁾)。ただし、播種面積当たりではその面積の減少が多くて逆に増加となって現れている場合がある、播種のための鉬物肥料の施肥量も全体として4分の1かそれ以下に激減している(第3表⁽⁷⁾)。さ

第2表 農業企業・組織の各種基本技術設備総数(年末、1000台)

	1985	1990	1991	1992	1993	1994
トラクター ^(注)	1425.5	1365.6	1344.2	1290.7	1243.3	1147.5
耕作用すき	605.6	538.3	495.7	460.3	463.7	411.9
耕耘機	661.1	602.7	578.7	541.6	494.5	449.4
播種機	789.2	673.9	629.1	582.8	554.0	504.0
コンバイン						
穀物収穫用	510.5	407.8	394.1	370.8	346.6	317.4
とうもろこし収穫用	7.0	9.6	10.2	10.0	9.0	8.4
飼料収穫用	151.0	120.9	122.6	120.1	110.4	102.9
じゃがいも収穫用	38.0	32.3	32.6	30.9	27.2	23.8
あま収穫用	10.7	9.1	9.2	8.5	7.7	6.8
てんさい収穫用自動車 (根菜を除く)	27.5	25.3	25.5	24.7	23.7	21.5

(注) 掘削用、かんがい用等の機械をその上に据付けるトラクターを除く。

第3表 農業企業における播種用鉬物肥料の施肥量

	1985	1990	1993	1994
鉬物肥料施肥量 (滋養物100%に換算)				
総量(100万トン)	9.8	9.9	4.3	2.1
播種1ヘクタール当り(kg)	85	88	46	24
うち(年間):				
穀物(とうもろこしを除く)	69	81	44	23
てんさい(工場用)	426	431	247	150
あま(長繊維)	190	172	86	46
ひまわり	65	85	27	9
野菜-うり類	275	163	120	94
じゃがいも	295	265	176	119
飼料作物(全部)	84	78	37	19
鉬物肥料施肥面積の全播種 面積に占める比重(%)	71	66	45	29

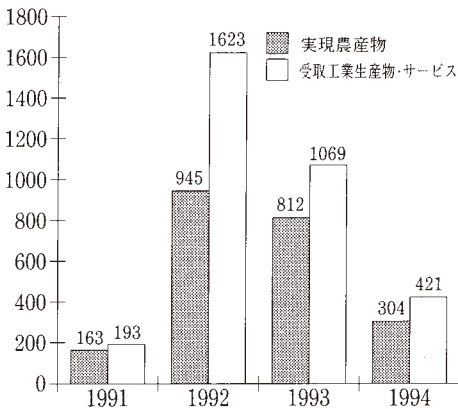
第4表 土地改良事業

	1985	1990	1991	1992	1993	1994
土地改良措置及び改良地の開発への投資 (100万ルーブル) ^(注)	6.8	6.1	3.9	1.0	0.7	0.4
うち水道事業への投資 始動された土地 (1000ヘクタール)	3.9	2.6	1.5	0.6	0.4	0.2
かんがい地	282	105	85	21	16	10
乾燥地	303	162	136	89	51	23
干拓を要する農地での工芸作物(1000ヘクタール)	942	865	593	328	232	165

(注) 1991年の交替価格。

らに農業生産のインフラストラクチャーとしてのかんがいを含む土地改良投資も10分の1以下という結果である(第4表⁽⁸⁾)。

こうした事態をもたらした直接の要因として、国全体の農業への投資の激減(94年に、投資額は90年の10分の1に、投資中の農業投資の割合は91年の約4分の1に減少した⁽⁹⁾)があり、また、工業生産物と農産物との価格差(シェーレ)がある(第1図⁽¹⁰⁾)。その結果、物質的・技術的基盤への更新・新規投資が



第1図 農業企業による農産物実現価格と工業生産物及びサービス受取価格の指数 (前年に対する%)

非常に不十分で、機械・技術装備などが非常に悪化してきているわけである⁽¹¹⁾。

以上のように、農業生産において、生産基盤の弱体化が進行(労働力の疲弊は言うまでもない)し、農業生産力の衰退が著しい。こうした状態を生じさせたのは一体何なのか。この背景に、土地の私有化の基盤上で独立農民経営を一挙に大量に創り出し、それをてこにして農業生産の効率化をはかる農

業改革を強行したエリツイン政権の政策があることは言うまでもない。ロシア経済省の見解は、現在の農業生産の危機の原因は、主要には、農村での改革がきわめて緩慢にしか進行していないことだと指摘している⁽¹²⁾。

果たして農業改革が進まないから農業生産が危機的になっているのか。確かに、その農業改革は、特に農民経営の創出に関して、量的拡大においても質的充実の点でも明らかに停滞し（独立農民経営数の新設数のテンポの鈍化と操業停止経営の増勢の結果、経営数は最近は頭打ち傾向を示し、それらの播種面積、生産高全体に占める割合はこの約5年間ほとんど影響力を持たない低水準で推移した。第5⁽¹³⁾、6表⁽¹⁴⁾参照）、現実の力によって軌道修正を余儀なくされつつ、上にみたような生産の非常な衰退をもたらし、今なお種々の対立・混乱を引き起こしていることは疑いもない事実である。だが、現政権の農業改革路線が意味したのは形式的にも実質的にも何であったのか、それは実際に農業生産の効率化をめざすものであったのか、もしそうであったとしてもオルタナティブはなかったのか等々、疑問は尽きない。

本稿では、最初に土地私有化を中心とした立法過程を跡づけ、地方における

第5表 農民（ファーマー）経営

	1991	1992	1993	1994	1995
経営登録数（1000）	49	183.7	269.9	279.2	280.1
農地面積（1000ha）	2068	7821.8	11342	11870.3	12011.4

第6表 農民（ファーマー）経営における基本的農産物種類の生産（1000トン）

	1991	1992	1993	1994	
				合計	全経営カテゴリーに占める比重(%)
穀物（脱穀後重量）	181	2232	5154	4163	5.1
穀物用ひまわり	11	180	273	260	10.2
てんさい（工場用）	7	512	1000	487	3.5
じゃがいも	88	307	376	302	0.9
野菜	18	78	102	111	1.1
肉（屠殺重量），1000トン	12	56	84	103	1.5
牛乳	44	248	495	655	1.5

農業の所有・経営形態の転換の事例研究を取り上げ、それらを通じてロシアにおける農業改革の現況とそれのはらむ若干の問題について考察する。

II. 農業改革の立法過程と農業政策

過去4年間の土地改革立法の目的は、集団農場システムを改革することとロシアにおいて私的農民農場経営の発展を促進することであった⁽¹⁵⁾。

私的農民農場が1990年遅くに法制化されて以来、土地改革立法はかなり進展してきた。土地改革過程と私的農民農場確立における主要な関心・問題は、集団農場を脱退する権利と土地売買の自由についてだった。

1993年法令（10月27日付け大統領令。詳しくは後述）より以前にも90年12月の農民経営法、土地改革法によって、農場メンバーは彼らの管理者の認可あるいは農場メンバー総会の認可なしで農場を離れる権利を与えられていた。

農民経営の創設のための土地の所有への譲渡の際には、地区の農業企業の範囲内の総農地面積が、各人民代議員ソヴェトの管轄に委譲される土地を除いて、農業で働いている人の総数（農業で以前働いていた年金生活者、農村の社会分野に従事していた人々を含め）に分割され（1992年3月2日付けロシア連邦大統領令「土地区画の市民への無償譲渡基準の設定手続きについて」）、各人には人民代議員ソヴェトにより、農業従事者1人当たり計算で地区平均割当分の限度内に限り無償で、追加用地は有償で（共和国、クライ、州の最高基準まで）引き渡される（土地改革法7条）。また、土地区画の大きさは、当該人民代議員ソヴェトにより、農民経営の成員数、その専門化、限度基準（共和国、州、地区の）を考慮して決定される（農民経営法5条）。なお、後に、1992年1月1日までに、相応の人民代議員ソヴェトによって規模が定められない場合には、各執行権力機関が、その専門、従業者数、土地の性質等により地区平均基準（限界規模）を定めることが決められた（1991年12月27日付けロシア連邦大統領令「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国における土地改革実施に関する緊急措置について」）。

次に、農民経営創設に伴い企業の資産も分与される。資産持分（パイ）に対

する各メンバー（経営で1年以上働いた者、年金生活者、当経営で20年以上勤続した者を含む）の権利の対象となるのは、未返済長期クレジット総額、不可分ファンド価値、予算資金によって創設されたファンド価値を控除した固定生産ファンドの価値の持分（割合）であり、毎年の固定生産ファンド増加額（未返済長期クレジット、不可分ファンドへの控除の増加額を除き）もメンバー間に分配される。各メンバーの資産持分は、勤続期間、労働貢献（最低過去5年間賃金額）により、集団の集会で決定される。それに対し株式が支給され、その株に対し、毎年利益配当金支払がおこなわれるが、その大きさはコルホーズ、ソフホーズの活動結果に依存する（農民経営法8条）。

このように農場メンバーはその労働集団、管理部の同意なしに脱退し農民経営創設の権利を持つとされていたのだが、農場がそれ自身を清算することに賛成しないならば土地も資本も実際には配分されず、集団を離れる者達への買戻し持分として配分される土地の量と質も農場の総会によって決められた、というのが常である。

前述のエリツインの1991年12月法令「ロシア・ソヴェト連邦社会主義共和国における土地改革実施に関する緊急措置について」は、農場を離れる権利を確認するとともに一つの重要な変更を加えた、つまり農場労働者は以前と同様許可なく農場を離れられるが、土地がその農場の保証持分とともに、農場管理部や総会の同意なしに与えられるようになった。だが、この法令は、土地改革における第二の重要問題——土地売買の自由——を解決するためには何も規定しなかった。

土地売買に関しては、1990年3月のソ連土地法典で、相続され得る長期リース（50年まで）を法制化していたが、土地売却は禁止されていた。引続き90年末までに、土地売却を許す（土地投機を防止するため10年間のモラトリアムの後に）法律が通り、91年12月法令「緊急措置」ではその点でかなりの前進をみた。同法令では部分的に土地売却が認められた、すなわち、年金生活に入る場合や、農民（ファーマー）経営組織化を目的とする移住、土地売却から得られた資金の農村での建設、サービス供給企業への投資の場合に、土地区画の他の市民への売却を許可し、また実際の土地区画を受けたが農場を脱退しなかつ

た農場労働者に対しても、土地持分あるいは土地株式を自由価格で農場の他の労働者か農場自身に売却を許可することを決めたのである。この制限された権利によってさえ、地方ソヴェトは売却過程に対する統制で、書類の準備や売却に対する拒否権を含む権限を与えられた。この91年の法令は、結局自由な土地売却を導入するものではなかったが、土地の売却と購入を禁止した従来の憲法と明らかに矛盾していた。92年4月の第6回人民代表者会議は土地売却を許可するという憲法修正を拒否したのに対して、同11月エリツィンは、その拒否を無視してラメンスキー地区での私的菜園と住宅区画を実験的に売却することを許可する法令に署名した。

この実験に続いて、1992年11月ロシア議会は遂に土地売却を条件付きで法制化したが、その際の制限は、土地の使用目的、土地価格、土地区画の大きさを含んでいた。まず、土地は副業農業（個人副業経営）、ダーチャ付属地、菜園、個人住宅付属地の目的のためにのみ売却され得る。もし売却される土地がこれらの目的のために使用されるならば、モラトリアムなしに売却され得る。だが他の場合、もし土地が上記以外の目的のために売却され、所有されたならば、その土地は売却され得るまでに10年間が必要とされることとか、売却価格としての市場価格は地方ソヴェトによって決められた規模基準内でしか適用されないこと等々。また、購入あるいは売却された土地区画の大きさは、土地が再配分される時に地方ソヴェトによって定められた基準を超えられないという制限も規定されていた。

1993年10月27日付け大統領令「ロシアにおける土地関係の調整と農業改革の発展について」は、「土地権におけるラジカルな改造の出発点¹⁶⁾」と言われ、全面的土地私有化への大きな転換点となった。その方向は同年12月12日の国民投票を経て12月25日に発効したロシア憲法に照応したものであることは勿論である。

まず、憲法草案では、所有一般や土地所有関係についてこれまで認められてきた点が確認された。つまり、「私的、国家的、自治体的所有、その他の所有形態は等しく認められ、守られる」（8条（2））、「土地、その他の自然資源は、生活と…活動の基礎として利用、保全される」（9条1）、「土地、その他の自

然資源は、私的、国家的、自治体的、その他の所有形態におかれる」(9条2), 「私的所有権は法律によって保持される」(35条1), 「各人は、資産を所有する権利、それらを単独でも、他人と共同してでも占有、利用および処分する権利、を有する」(35条2), 「相続権は保証される」(35条4)。そして土地所有についても、「市民およびかれらの結合は土地を私的に所有する権利を有する」(36条1), 「土地、その他の自然資源の所有、利用、処分は…それらの所有者によって自由に実行される」(36条2)とされた。

次いでこの動きをさらに決定的に押し進めようとする宣言が同年12月24日付けの大統領令(「ロシア土地法規のロシア連邦憲法との照応について」)である。そこでは、「土地改革法」をもはや有効でないとするとともに、「土地法典」の土地所有問題、土地関係調整分野での国家、地方権力機関の権限、土地係争の解決を法制化している部分(全127条のうち48条を完全に、6条を部分的に)および「農民(ファーマー)経営法」の一部を効力停止とし、前記の10月27日付け大統領令の一部などの無効化と「終身相続占有」などの語の削除等をおこなっている。たとえば、「土地法典」の根幹部分である土地所有の基本を規定した部分(2-14条)は無効となり、いわゆる私有化拒否の規定である「人民の資産」表現をはじめ諸所有形態の多様性と平等の承認規定および土地に対する権利形態(市民所有、終身相続占有、賃貸)などについての再規定が行われることになる。同時に特徴的なことは、権利形態のうち相続に関わる部分および「終身相続占有」の語も併せて無効にされ、取り除かれた。また、土地関係調整分野における旧ソ連邦および現行のすべての人民代議員ソヴェトレベル(地区人民代議員ソヴェトに至る)の権限の規定(15-22条)が無効とされ、さらに土地の利用、没収、土地供与等に関わる人民代議員ソヴェトの全権(14, 28, 29, 33-35, 55, 58, 64, 66, 68, 74, 80, 94)は当該地方行政機関によって肩代わりされることとなった。こうした点と土地係争に関する箇所の変更は関連していると考えられる。「農民経営法」の中では、土地供与条件、土地ファンド形成、予備の土地からの区画供与手続きの部分、土地所有市民の人民代議員ソヴェトへの売却権利の箇所、および土地の相続譲渡についての規定が無効とされた。すべて議会が深い関わりを持った規定であり、その権限の封じ込め

の性格が強い点に共通性が窺われる。

こうした結果、当然、新しい土地法の原則、土地法典の策定が予定されてくるが、その作業は非常に遅れ、96年5月に国家会議が第三読会で土地法典草案を採択して以後連邦会議の審議に付されたまま96年12月現在まだ正式に発効していないようである。その法案は、これまでの現政権が推し進めてきた土地改革路線を否定する条項を含んでいると言われ⁽¹⁷⁾、農業改革をめぐる立法過程は政治勢力間の対抗関係を色濃く反映するものとなっている。一般に、「改革」派は指導者からの影響を断ち切る重要な政策環として私有を守ろうとし、「保守」派は集団農場制度そのものの崩壊の危険を回避するためコルホーズ-協同組合所有の堅持と売買の禁止を主張するという思惑と対立がつとに指摘されてきた所以である。

ところで、前述のように、土地の私有化に画期をもたらしたと言われる93年10月の大統領令「ロシアにおける土地関係の調整と農業改革の発展について」は、市民と法人＝土地区画の所有者は、売却し、相続して譲渡し、贈与し、抵当にいれ、賃貸し、交換し、また土地区画あるいはその一部分を株式会社、団体、コーペラティブ——外国投資を伴うものを含め——の定款ファンド（資本）への払込金として譲渡する権利を持っていること、市民と法人は、それらに属する土地区画、土地持分（パイ）を自発的に統合することによって共同あるいは共同持分所有を形成することができることを決め、土地の無条件売却を認め、完全私有化に向けて本格的な所有転換に踏み出したのである。同大統領令では集団農場のメンバーは、農業の土地持分のための土地所有権を証明する証明書・認定書を受け取ることを規定した。証明書は法的な文書であり、土地の購入、売却、リースあるいは抵当設定のための根拠を与え、保持者に土地所有権を与えるものである。また、証明書は土地持分のエリアと農場財産持分を示し、したがって、農場が何百もの小区画に分割されることを示唆しているが、同時に、土地持分の所有者は自発的基礎上で土地と土地持分を結合する自由をも認めるものである。後者の規定は無関係の人々の間で農場の創出を許し、その点でファミリー農場の創出だけを許した過去の制限を廃止した。

こうしてこれまでとは異なって今や土地持分の所有者が彼らの持分の抵当設

定、リース、交換あるいは贈与する権利を持っている。これらの規定は市場経済活動の遂行にとって重要な意味を持つ。例えば、土地の抵当設定は、ファーマーあるいはそのグループが機械を購入したり、投入資源のコストをカバーするために資本を調達することを可能にするだろうし、土地をリースすることは、老齢化した持分保有者が若い、潜在的により生産的なファーマーに土地を利用させることを可能にする。またそれは年金受給者にとっての重要な所得源泉になるかもしれない。

法令第8項は、土地売却は競争的セリかオークションを通じて行われると規氣していたが、法令の署名後最初の土地オークションが国際金融会社（IFC）によって組織され、1993年11月にニジエゴロド州で開かれた¹⁸⁾。その後農場の財産のオークションも開かれ、他の農場、他の州でも同様の方式が採用されているという。こうして、10月法令は、ロシアにおける土地市場のための基礎を置くものと評価されている。

他方で、いくつかの制限も依然として継続されている。第一に、土地投機を回避するために、土地利用目的は地方当局からの許可なしには変えられない。これは、農用地が事実上地方官僚に地帯権を保持することを可能にするようなものであり続けることを意味する。

第二に、自分の土地を首尾よく利用する義務を負う、そうでなければ国家が土地を没収するか所有者からその売却を強制する権利を持つ、と規定している。都市住民は購入、リース、または交換を通じて土地を得ることができるが、農業経験、教育に関する要求あるいは特別の課程がより厳格に強要されるだろう。

第三に、地方官僚は土地がいくらで私的ファーマーに売却されるかも決める。

第四に、外国人は土地を買うことはできず、一定の条件下でそれをリースすることができる。

以上のように土地改革をめぐる法律の整備過程は、即政治的対抗の関係であり、同時に市場経済をめぐる利害関係とも直接結びついた政策実行過程でもある。法的側面の検討によって、ロシアの土地改革が、主要には、エリツイン政権と従来の大規模国営・集団農場主との対抗を軸とした極めて政治的な要因によって推進されてきたことが明らかになった。

Ⅲ. ロシアの地方における土地改革、農場改組の事例研究

ロシアの地方の2州の土地改革と国営・集団農場の改組過程について、Stephen K. Wegren の調査に依拠して比較検討する⁽¹⁹⁾。

Wegren はその一つの論文で、州際（州間）レベルに立って、農業改革の一般的パターンを追求しつつ、一地域において確認されたパターンがロシアのどこでも適用されるかどうかを決定するために、二つの明確に異なった環境——モスクワの北東に位置して涼しく多湿のコストロマ州とロシアの乾燥して日照の多い黒海沿岸のロストフ州——における農業改革の二つの「ディメンジョン」（政治的と経済的）を比較する方法をとっている⁽²⁰⁾

ここでは、土地改革と農場改組の実態の検討の一環として、Wegren による調査結果を利用しつつ、地域的に典型的な2つの州における国営・集団農場の改組と私的農民農場確立過程の実状と若干の問題点について考察する。

1. 一般的な経済的状況と農業の状況

国民経済の急激な市場経済化をめざしたエリツインの体制転換路線は、農業部面では、すでにみたように土地私有化とそれに基づく独立自営農民の創出を中心内容とする農業改革として展開された。それは、当初、これまで社会主義農業政策の最大の、体制的否定的側面として指摘された補助金の廃止をてこにしながら、ほとんど同時に準備された国家による固定価格の撤廃などの市場経済化政策を触媒にして国家財政と企業との関係を断ち切るとともに、従来の国家・集団的農場体制を解体することを主眼とするものであった。こうしてにわか形成された無秩序で未成熟な「市場」に放り出された農場・農業企業は当然これまで経験したことのない戸惑いに直面した。上記の対象的な2つの州の農場が、調査期間の1993年（1年後にフォローしている）にいかなる経済的な状況にあったかについて概観しておこう。

コストロマ州は、「集団農場システムのすべての悪いところの顕微鏡」であり、それは「産出は停滞しているのに労働を含めより高いコストをカバーする

ために補助金とクレジットに依存するようになったシステムである』⁽²¹⁾とされるほどに、補助金農政に漬かりきっていた州であった。1988年はじめ、州内の農業に投じられた全資金の半分は農場を収益的にさせる目的で補助金と追加的支払い（価格差補給金）に向けられ、それらの「収益性」の高揚があった。つまり、87年に、199の集団農場のうち93、131の国営農場のうち51が赤字だったのが、88年末には補助金の増加のお陰で赤字はたった1集団農場と6国営農場になり、この2年間に、農場収益性の水準はコルホーズでは8%から57%に、ソフホーズでは19%から58%に増加した。しかし、88年の赤字農場数の減少後、傾向は逆戻りを始め、89年と91年の間に赤字企業は4から19に上昇し、農場の全体的収益性水準は落ち（56%から34%に）、農場の損失水準は40万6,000ルーブルから240万ルーブルに増大したという⁽²²⁾。

1992年1月1日、価格差補給金と地帯別価格は一緒に廃止され、同年1月遅く、エリツイン大統領は非効率的農場に対する地帯別価格と補助金の終了を宣言した。だが、2カ月のうちに逆戻りした。それは農場に対する補助金カットの経済的、政治的コストが理由であると言われた。92年5月1日エリツインは国家予備用に配分された動物家畜生産の新補助金を確定したが、それはまた効率的農場より高コスト農場に払われた地帯別価格システムに似て、地帯別に差別化されていた。92年7月1日、動物家畜生産への補助金は再度増加され地帯別に差別化された。

地方レベルでも補助金は増加した。92年7月末、コストロマ州会議は、州予算から融資する州補助金システムを樹立する決定を採択した。モスクワからの補助金に加えて家畜に対して交付される補助金のシステムであった⁽²³⁾。

1993年の農業の状況は全般的に他と比べても極めて悪く、農業改革の実施が困難という理由で、93年3月ロシア連邦最高会議は「コストロマ州における農業改革の道筋と農工コンプレクスの地位について」の決定を採択した。それは、1990年に採択されていた地方での社会プログラムへの融資のための財政的援助を州に振り向け、また春蒔き用に34億ルーブルの優遇クレジットを州に割り当て、さらに「特別の必要」で一部の住民への社会的援助用に2億5,000万ルーブルを追加配分するものであった。

しかし、連邦政府からの援助にもかかわらず、コストロマ州の農業の状況は「危機より悪い崩壊」の特徴を持った。資金、石油、予備部品、機械と労働の不足のために、「多くの農場、地区まるごとで飼料収穫での低下を経験している」。93年7月、状況が深刻なので州会議の小会議（幹部会）は、その年の残りの期間の農業の財政援助用特別、臨時の予算外ファンドの創設決定を採択した。それらの追加的資金を以てさえ、収穫シーズンの終わり頃に「多くの地区では干草の1トンさえ準備されていなかった」し、他の多くの地区は自身の干草収穫計画の半分以下しか満たせなかったという⁽²⁴⁾。

ロシアの他地域と似て、経済改革はコストロマ州に高価格と生活水準の全般的低下をもたらした。1993年消費者はサラリーよりもいっそう急速に増大した食料価格によって痛めつけられた。食料生産物の価格は750%増加し、都市の集団農場市場ではそれは1,300%以上も騰貴した（1,450%以上上昇した畜産物を含む）という。他方、年平均サラリーは850%しか増加しなかった。失業者数は93年末に、少なくとも公式には、315,600人の州の労働力のうち15,100人と言われた⁽²⁵⁾。

一方、農業地域としてのロストフ州の1人当たり平均賃金は、一貫して全国平均より下に位置していた。加えて、石油、予備部品と農業機械の高価格はロストフ州だけでなく北コーカサス地域を通じて食料生産の低下に導いた。つまり、93年第1クォーターの国営・集団農場の畜産物は、牛と家禽（屠殺重量）が92年同時期の81%、牛乳の86%、卵の86%しか生産されなかった。また、93年の春蒔き面積は92年より15万ヘクタール減少した。他方、州の南方に位置している利点とここで農業の性格は、一部食料の地域的に低いコストのために、住民の生活費抑制に幾らか寄与したし、企業家精神はロシアの南方が北方より強いとも言われた⁽²⁶⁾。このようにロストフ州は、農業改革の影響を受けながらも、生産基盤や環境に関してコストロマ州と基本的に異なっていた。

2. 国営・集団農場の改組過程と私的農民農場

国営・集団農場の改組は1991年に始まった。同年5月に法令が出され、それが不採算の国営・集団農場は自身を改組すべきであると規定していた。エリツイ

ン大統領はこの過程を同年の12月法令「緊急措置」に取り入れ、92年中に全農場の再登録を要求した。加えて、同法令によって再登録過程の間に慢性的に不採算の農場は新しい労働組織形態の採用を義務づけられた。慢性的に不採算の農場は全ロシアを通じて2,500—3,500（全農場27,000のうち）と数えられた。他方で、農場のメンバーは農場の解散に賛同して、個人的私的農民農場か、個人ファーマーが協同して働く農民農場アソシエーションを創出できることになった。これらは、農場が物理的にその土地と財産を分割する——要するに統一体として存在するのをやめることを要求した。しかしながら、91年12月法令後3カ月たたないうちに、政府は採算農場に対してメンバーが賛成すればそれらの元の地位を維持する（国営・集団農場に留まる）ことを認めた。その結果、93年半ばまでに、全農場の90%以上が改組し、約3分の1がそれらの以前の地位を維持することになった⁽²⁷⁾。1994年1月1日には、ロシア全体で国営・集団農場の95%以上が再登録していた⁽²⁸⁾。

改組過程で農場が選択できた集团的組織形態のバラエティを含むオプションには、株式会社型農場、農業コーペラティブ、有限責任自治体所有があった⁽²⁹⁾。1994年1月1日で、改組国営・集団農場のうち、80—90%はある種の集团的労働組織を採用しており⁽³⁰⁾、最もポピュラーな改組形態は閉鎖型株式農場であった⁽³¹⁾。これとて農場とその財産がそのまま残り、労働組織が集团的であることを意味するにすぎず、何が変わったかについては十分説得力ある説明は聞けないのが通常である。

2つの州における国営・集団農場の改組と私的農場生成過程を考察する前に、土地改革の最初の4年間の、ヨーロッパロシアにおける私的農民農場経営の地域的傾向について概観し、ロシア国内での当地域の位置をみる。ヨーロッパロシアについて取り上げるのは、それが相対的に良好な土地の質、最長の生育シーズン、必要投入へのより経済的なアクセスのために、土地利用が成功すれば最高の効率と生産性が得られる条件を備えていて実験場として意義が大きいためである。当然そうした理由から上記の2州がそれに属する検討対象として選ばれている。

1991年12月の大統領令公布前夜、ヨーロッパロシアの経済地域毎の農民農場

の分布では北コーカサス地域が優位を占めていた（ロシアの総数の18.4%）が、より広域的にみれば、「非黒土地域」を含む地域が優勢だった（ロシア総数の35.7%）。同法令後、農場発展パターンは変化した。92年を通じて登録された私的農場数は急速に増え、黒土地域（北コーカサス、中央黒土地域、ヴォルガ経済地域）における私的農場の割合は、ロシア総数の44%に達した⁽³²⁾。

1992年1月以来、ヴォルガ、北コーカサスとウラル地域における私的農場用地の割合は、他のヨーロッパ地域は相対的な減少を経験したのに、決定的に増加した。しかし、ロシア全体では私的農場総数は増加したにもかかわらず、増加率は93年にかなり低くなり、94年第3クォーター頃にはロシアでの正味の農民農場総数は初めて減少した。

コストロマ州における農場改組状況は国家的傾向と幾らか違っていた。元の地位を保持した農場が非常に少なかった（コルホーズもソフホーズについても、割合で国家平均の約半分）という事実は、この州のほとんどの農場の弱い財務上のポジションを示唆していると考えられている。

コストロマ州における最も重要な地区であるコストロマ地区での農場改組過程は一つの典型を示している。すなわち、コストロマ地区では1つも農民農場がつかられなかったと同様に、コストロマ地区の周囲の5地区のうち1つを除き農民農場は全く創出されなかった。それは、私的農場経営の発展に対する一つの重要な制限が余剰地の有効性であり、土地私有化を求める勢力は、改組過程の間に、コストロマ市近くにある地区においてのみならず州全体としても良質の多くの土地を獲得できなかったことを示している⁽³³⁾。

私的農場経営のために適当な余剰地の源泉は二つあり、一つは国営・集団農場から、そのメンバーであることを主張して土地を得る場合である。それで得られない時は土地ファンドから得る。しかし、土地の量に影響する主要な要素は国営・集団農場の態度にあり、その土地を切り離したくない志向が強かった。ある農場は自らをそのまま維持するために離脱したい者から土地持分を購入した程であった。そうした圧力に打ち勝てなかったことがここでの私的農場創出の不活発の要因とされた。

ロストフ州では、元の地位を保持した国営・集団農場の割合はコストロマ州

におけるよりも相当高かったが、それは、コストロマ州とは逆に、それらのより良好な財務ポジションによると考えられる。このことは、ロシアの南方地域、つまりヴォルガと北コーカサスにとっても共通である。そこでは元の地位を保持した農場の割合が北の地域におけるよりも高かった。他方で、コストロマ州と類似した状況もある。中でも重要なのは改組した農場の集団所有形態への選好であった。つまり、改組農場の73%が株式企業か農業協同企業かの形態を選んだのに対して、農民農場アソシエーションは、たった40しかつくりなかつた(7.6%)。農民農場経営は、2州に共通して、オプションとしてあまり人気がなかつたのである⁽³⁴⁾。

3. 稼働中の私的農場の数と規模と地域

1991年以来私的農場の平均規模は、全国的にほとんど変化しなかつたけれどもコストロマ州ではそれは減少してきた。さらに1993年に平均規模以上の大きい規模の私的農場を擁した5地区のうち、4つは遠い北方か最北に配置されていた(一般に低質の農地の遠方のエリア)。また、私的農場登録数は増加したが、登録率は過去2年間に劇的に落ち込んだ。92年半ばから94年初めにかけて私的農場の平均規模の減少のみならず州での私的農場運動全体が停滞したことが示されている⁽³⁵⁾。

私的農場の食糧生産に対するインパクトは全体としてあまり意味を持たないままだった。つまり、穀物総産出の2.2%、じゃがいもと野菜の0.6%、食肉の2%、牛乳の0.8%、卵の0.3%(1993年)を生産したにとどまった。また、私的農場は耕作に適する総農地の4%以下でしか行われず、10%以上を占めているのはたったの2地区、14地区では1%以下だった。こうした事態の重要な要因は、少なくともコストロマ州では、私的ファーマーが働くべきより多くの土地をもてなかつたことにある⁽³⁶⁾。

ロストフ州においては、コストロマ州と同様、私的農場の平均規模は、より遅い割合でだが、減少してきた。ここにはコストロマ州よりも大きな平均規模の私的農場を擁する多くの地区がある。だがコストロマ州と同じく最大規模の私的農場の存在する諸地区は州の縁辺か、遠く中心から離れた地域に見出され、

州の中央に最も近い地区は極めて小さい平均規模しか持っていない⁽³⁷⁾。

私的農場の耕作に適する全農地に占める割合は1992年1月1日には1%以下にすぎなかったが、94年1月1日には4%に達した。また、州の食糧供給においても、それらは州の穀物（全タイプの）の2.4%とわずかの割合しか生産していない⁽³⁸⁾。

以上 Wegren の調査の一端に依拠して2つの州における国営・集団農場改組過程とその一つの結果としての私的農民農場経営の確立過程の若干の特徴をみてきた。この考察は、経済・経営的側面については、限られたものであるが、とりあえず次の点に結論を求めることができる。すなわち、私的農場の成長が相当スローテンポに進んでいる基本的理由は、土地利用制限やリスク嫌いもあるが、財務的なものであった。銀行の利子は1993年秋の210%から94年8月の130%に低下したが、利子支払いをすることのできる十分に収益的なファーマーは少なかった。そして次のように言うことができよう。かなりの農場は、コストロマ州の農場についてみたように、またロストフ州の相当数の農場も、従来補助金依存の経営体質を温存した上で市場化に対応するには、そのまま所有・経営形態を維持することによっては何の利益も見出し得ないが故に改組・形態転換を志向するものの、農場内外の経済的・経営的環境の整わない私有農場へは決して「成り上がり」れず、むしろこれまでの関係に基づく補助金依存システムの再構築に向かった、と。

このように、農業改革の進展は遅く、依然として農業セクターは大規模な国営・集団農場によって支配され、私的農場は多くの困難を経験し続けているのである。

Ⅳ. 土地の私有化は必要だったか

以上検討してきたように、市場経済化に踏み出して以来数年間のロシア農業は、マクロ的にもミクロ的にも大きく落ち込み、その衰退傾向には歯止めがない状況を呈している。農業改革はこれとは全く逆のこと、つまり土地の私有化

によって従来の国家・集団農場の解体に道を開きつつ、独立農民経営の創出を推進し、以って農業生産の効率化を図り、それによって食糧問題を解決する方向をめざすことを目標としていた。この農業改革路線は、それ以前のペレストロイカ時の農業部面における漸進的な生産関係の改革を基調とした方針とは異なり、それまでの国家による保護措置を一挙に断ち切って農業企業を工業部面で開始された市場経済化に投げ入れる一方で、土地の私有化を農場生産低迷打開・効率化の切札として国営・集団経営管理者、経営者、そして労働者の抵抗に遭いながらも推進することを基本の方針にし、経済全体のショック・セラピーの一端を担ったが故に種々の対立・混乱をもたらしたのは当然である。そこで、生産力基盤を破壊して農業生産を瀕死の状況に追い込みつつも、現実の力（従来にも増して比重を高めて実質上危機を救っている副業経営、過保護の状態から市場へ十分な準備、条件もないまま放り出された国営・集団農場とそのメンバー、そして世論等）によって軌道修正を余儀なくされてきた現行の農業改革路線に関して、端的に、独立農民経営の創出のための土地の私有化は必要であったかという疑問を提示せざるを得ない。

まず、経済的観点からみると、経済効率向上を目的とするならば従来の大規模国営・集団農場の一挙の分割・解体をめざす土地の私有化は必ずしも必要ではない。一層の生産低下、生産基盤脆弱化をもたらしてまで、つまり路線自体の失敗を省みず、あえて土地の私有化を進めたのは、前述の土地改革の法的側面における政治的対抗関係でみたように、経済的要因によるものではなく、主要には権力をめぐり、敵対する国営・集団農場主達の実権の解体をめざす政治的意図によるものである。また、土地の私有化によって生まれる農民経営が経済的合理性を持つとか効率的であるとかいう仮説は、少なくとも現在の生産水準を前提にすれば、実践上有効でないことが明らかになっていると言ってよい。独立農民経営それ自体は、その起ち上げ時の初期投資から、生産に必要な種々の共同生産手段・インフラ、運転資金に至るまで多額の資金を必要とするものであり、それが孤立的に存在すればするほど非常に限られた範囲と水準でしか効率化の実をあげ得ないことは明かである。農業生産の崩壊を実質的に持ちこたえる役割を果たしてきた最近の個人副業を中心とする住民経営部分⁽³⁹⁾（これ

は当路線にとっては、あくまでも副次的結果である。これを以って私有化路線の正当性を言うことはできない。というのは当路線の基本は、上述のように、土地の私有化による大規模農場の分割・解体にあるからである。)は、特にペレストロイカ期以降農業政策として正当に重視され、援助・保護・奨励されてきたものであるが、実際には集団農場から種子をはじめ機械の利用などの便宜を受けてきたのであって、後者の存在をぬきにしては前者の意義と役割は考えられない。このことは、また、上記の仮説の非有効性の証明でもある。かくして本来の経済的施策としては、価格政策の修正、卸売り取引制度の整備、分配・流通網の確立やインフラ不足の解消等がまず実行されなければならなかった。だが、これまでの私有化路線はこうした必要を後回しにし、その結果として競争環境の創出に失敗した。

さらに、土地の私有化と独立農民経営創出政策は、確固とした展望を見出し難いことから農民・農業労働者の当初の熱意を削ぎ、農民経営からの撤退や独立志望の衰微・諦観・消失を引き起こしていることがいくつかの調査で示されている。世論を無視してはこの政策の前途はますます困難なものになろう。

注

- (1) Сельское хозяйство России 1995, стр. 50, 149.
- (2) Россия в цифрах 1996, стр. 319.
- (3) 《Экономика и жизнь》, No. 44, 45, 1995.
- (4) Там же, No. 37, 1995.
- (5) Сельское хозяйство России 1995, стр. 75. 『ロシアユーラシア経済調査資料』 No. 767, 41頁。
- (6) Сельское хозяйство России 1995, стр. 37.
- (7) Там же, стр. 43.
- (8) Там же, стр. 35.
- (9) 岡田進「ロシアの体制転換と農業問題—土地・経営改革を中心に—」『ロシアユーラシア経済調査資料』 No. 771, 1996年8月号, 25頁。
- (10) Сельское хозяйство России 1995, стр. 111.
- (11) 「最近では設備更新・新規投資はない」という企業経営者の声を実際に聞いたことがある。
- (12) 《Экономика и жизнь》, No. 51, 1995.

- (13) Там же, No. 37, 1995.
- (14) Сельское хозяйство России 1995, стр. 53.
- (15) 以下については、岡田尚三「ロシアにおける農業改革の現状－土地改革と農民経営の創出－」『高知論叢』第50号（1994年7月）参照。
- (16) 《Экономика и жизнь》, No. 4, 1994.
- (17) 「全体として国家会議によって採択された新ロシア連邦土地法典は、農業用途の土地の自由な土地売買を予定していない。下院議会によって採択された文書によれば、これらの土地の再配分は、『貸貸が終身相続占有を通じてのみ』実施される」（《Экономика и жизнь》, No. 22, 1996.）。
- 「現在まで、憲法によって固定された私的所有権の実現のメカニズムが存在していない」（《Экономика и жизнь》, No. 52, 1996.）。
- (18) Stephen K. Wegren, "Farm Privatization in Nizhnii Novgorod: A Model for Russia?" *RFE/RL Research Report*, Vol. 3, No. 21, 27 MAY, 1994. 「ニジュニ・モデルは、ロシア科学アカデミー農業専門家や諸州からの地方行政官僚と同様に、国際金融会社（IFC）からの相当の援助を受けて最初に1993年11月に適用された。ニジュニ・ノブゴロド当局の要請に応じて、アメリカ国際開発局と英国の“ノウ-ハウファンド”からの財政的支持を受けて、IFCはロシア国営・集団農場を私有化するパイロットプログラムを手がけた。戦略はロシアの他の地域に適用され得る民営化のための機能モデルを考案することだった。…IFCは、過去5年間に、中央ヨーロッパでの種々のヴェンチャーに対してそれ自身の3億5000万ドル以上をつぎ込みつつ、積極的に中央・東ヨーロッパに関わってきた」（pp.19-20）。
- (19) Stephen K. Wegren, "New Perspectives on Spatial Patterns of Agrarian Reform: A Comparison of Two Russian Oblasts," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 8, pp. 455-481, etc.
- (20) *Ibid.*, p. 456.
- (21) Stephen K. Wegren, "Agricultural Reform in the Nonchernozem Zone: the Case of Kostroma Oblast," *Post-Soviet Geography*, 1992, Vol. 33, No. 10, p. 657.
- (22) *Ibid.*, p. 659.
- (23) *Ibid.*, pp. 659-660.
- (24) Stephen K. Wegren, "New Perspectives on Spatial Patterns of Agrarian Reform: A Comparison of Two Russian Oblasts," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 8, p. 463.
- (25) *Ibid.*, p. 461, 463.
- (26) *Ibid.*, p. 464.
- (27) Stephen K. Wegren, "Yeli'tsin's Decree on Land Relations:

- Implications for Agrarian Reform," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 3, p. 168.
- (28) Stephen K. Wegren, "New Perspectives on Spatial Patterns of Agrarian Reform: A Comparison of Two Russian Oblasts," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 8, p. 465.
- (29) Stephen K. Wegren, "Yeli'tsin's Decree on Land Relations: Implications for Agrarian Reform," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 3, p. 168.
- (30) Stephen K. Wegren, "New Perspectives on Spatial Patterns of Agrarian Reform: A Comparison of Two Russian Oblasts," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 8, p. 465.
- (31) Stephen K. Wegren, "Yeli'tsin's Decree on Land Relations: Implications for Agrarian Reform," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 3, p. 168.
- (32) Stephen K. Wegren, "New Perspectives on Spatial Patterns of Agrarian Reform: A Comparison of Two Russian Oblasts," *Post-Soviet Geography*, 1994, Vol. 35, No. 8, p. 458.
- (33) *Ibid.*, p. 466.
- (34) *Ibid.*, pp. 467-468.
- (35) *Ibid.*, pp. 468-469.
- (36) *Ibid.*, p. 470.
- (37) *Ibid.*, pp. 470-471.
- (38) *Ibid.*, pp. 472-473.
- (39) Сельское хозяйство России 1995, стр. 57.

(本研究は、文部省科学研究費重点領域研究「スラブ・ユーラシアの変動」公募研究、平成7、8年度の成果の一部である。)